様式第5号の2(第10条関係)(4)

〔注意〕

1　□□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、電話番号記入枠には電話番号を必ず記入し、また、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。

3　記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

4　事業主の氏名(法人にあっては代表者氏名)記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

5　①欄には、該当する項目を○で囲むこと。

6　②欄には、本申請を行う年月日を記入すること。

7　③欄以降の記入に当たっては、次によること。

1)　指定事業の変更

イ　指定事業を同一局(県)内の被一括事業に変更することを希望する場合

(イ)　③欄から⑦欄には、現に一括の指定を受けている事業について、該当事項を記入すること。

(ロ)　⑧欄から⑬欄には、新たに指定を受けることを希望する事業について、該当事項を記入すること。

(ハ)　⑯欄には、新たに指定を受けることを希望する事業を管轄する労働基準監督署(公共職業安定所)において、当該事業の労働保険番号の付与を受け、その労働保険番号を記入すること。

ロ　指定事業を同一局(県)内の別事業(被一括事業以外の事業)に変更することを希望する場合

(イ)　③欄から⑦欄には、現に一括の指定を受けている事業について、該当事項を記入すること。

(ロ)　⑧欄から⑬欄には、新たに指定を受けることを希望する事業について、該当事項を記入すること。

ハ　指定事業についての名称、所在地等の変更の場合は、「名称、所在地等変更届」(様式第2号)を提出すること。

2)　被一括事業の名称及び所在地の変更

イ　③欄から⑦欄には、現に指定を受けている指定事業について記入すること。

ロ　⑧欄から⑬欄には、変更の事実が生じた被一括事業について、該当事項を記入すること。